

帯広市新型インフルエンザ対策行動計画

平成21年9月

帯 広 市

目 次

I 総論	・・・ P 1
1 策定の趣旨	・・・ P 1
2 帯広市における被害想定	・・・ P 2
3 対策の基本方向	・・・ P 2
4 発生段階の概要	・・・ P 4
5 行動計画の主要項目	・・・ P 5
II 各論	・・・ P 8
1 準備段階	・・・ P 8
2 海外・国内発生段階：強毒性	・・・ P 10
3 道内・市内発生段階：強毒性	・・・ P 12
4 海外・国内発生段階：弱毒性	・・・ P 14
5 道内・市内発生段階：弱毒性	・・・ P 16
6 小康段階	・・・ P 18
III 資料	・・・ P 19
1 用語説明	・・・ P 19
2 帯広市新型インフルエンザ対策本部設置要綱	・・・ P 22
3 帯広市内での疑似症患者発生からの通報・連絡体制	・・・ P 24
帯広市新型インフルエンザ対策本部の組織と各部の主な役割	・・・ P 24
4 咳エチケット、手洗いの方法	・・・ P 25
5 個人での備蓄物品の例	・・・ P 26

I 総論

1 策定の趣旨

これまでにヒトに感染することのなかったトリやブタなどのインフルエンザウイルスが変異することでヒトに感染するようになり、さらにヒトからヒトへと容易に感染するようになったものが新型インフルエンザウイルスで、このウイルスによる感染症が新型インフルエンザです。

新型インフルエンザは、過去に約10～40年周期で発生しており、ほとんどの人が免疫を持たないため、その都度世界的なパンデミック（大流行）となり、人類に対し甚大な健康被害と社会経済の低下をもたらしました。

近年では、東南アジアを中心に家きんの間で高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1）が流行し、このウイルスがヒトに感染し、死亡するなどの例も多数報告されています。

さらに、メキシコや米国等で確認された豚由来のインフルエンザに対し、政府は平成21年4月28日に新型インフルエンザの発生を宣言するとともに、新型インフルエンザ対策本部を設置し、感染症対策を講じてきています。

この新型インフルエンザ（A/H1N1）は、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節型インフルエンザと類似する点が多いとされていますが、同年6月12日に世界保健機関（WHO）が警戒レベルをフェーズ6に引き上げたことは、今後も世界的な流行が継続すること、さらに、国内において、今秋から冬にかけて第2波の感染拡大が起こる可能性があることを示唆していると考えられます。

本市としては、新型インフルエンザという未知の感染症に対して、市民生活の安心・安全を守るため、平成21年2月に改定された国の「新型インフルエンザ対策行動計画」や、同年5月に改定された「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を基本として、新型インフルエンザ対策における本市の基本的方針や役割などを「帯広市新型インフルエンザ対策行動計画」として定めます。

また、新型インフルエンザが市内でまん延した際には、本市職員の相当数が欠勤することが想定され、そのような状況にあっても、市民生活への影響を最小限に抑えるための業務継続計画を庁内各部において別に定めます。

※参考：過去の新型インフルエンザ

名称	スペインインフルエンザ	アジアインフルエンザ	香港インフルエンザ
発生年	1918年（大正7年）	1957年（昭和32年）	1968年（昭和43年）
死亡者数	約4,000万人	200万人以上	100万人以上
型	A/H1N1	A/H2N2	A/H3N2

2 帯広市における被害想定

新型インフルエンザ発生時の流行規模については、出現する新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、完全に予測することは困難です。

したがって、本計画における被害想定については、国や北海道の被害想定のかえ方に準拠し、次のとおり推計しました。

なお、この推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響・効果や、現在のわが国の衛生状況等については考慮されていないことに十分留意する必要があります。

	国	北海道	十勝	帯広市
感染者数	32,000,000人 (人口の25%)	1,420,000人 (対国人口比4.45%)	90,000人 (対国人口比0.28%)	41,600人 (対国人口比0.13%)
受診者数	25,000,000人 (CDC FluAid使用)	1,100,000人 (対国人口比4.45%)	70,000人 (対国人口比0.28%)	32,500人 (対国人口比0.13%)
入院患者数	530,000人 (CDC FluAid使用)	24,000人 (対国人口比4.45%)	1,500人 (対国人口比0.28%)	690人 (対国人口比0.13%)
最大入院患者数/日	101,000人 (CDC FluAid使用)	4,500人 (対国人口比4.45%)	280人 (対国人口比0.28%)	130人 (対国人口比0.13%)
死亡者数 (中等度)	170,000人 (感染者の0.53%)	7,600人 (感染者の0.53%)	480人 (感染者の0.53%)	220人 (感染者の0.53%)
死亡者数 (重度)	640,000人 (感染者の2%)	28,400人 (感染者の2%)	1,800人 (感染者の2%)	832人 (感染者の2%)

※国の数値は、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」における推計値。

感染者数は、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により罹患率を人口の25%とし、その他については、米国疾病予防管理センター（米国CDC）により示された推計モデル（FluAid2.0）による。

※入院患者数は、流行が8週間続くという仮定のもと、中等度（アジアインフルエンザ規模）の場合の推計で、最大入院患者は流行発生から5週目の推計値。（重度はスペインインフルエンザ規模）

3 対策の基本方向

(1) 目的

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能で、地球規模で大量の人が短時間に移動する現代にあって世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられます。

また、国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済が破綻する恐れがあり、こうした事態に至ることがないように国や北海道の計画の目的に準じ、次の2点を主たる目的とします。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
- 社会・経済を破綻に至らせない。

(2) 基本的な考え方

国においては、これまでの新型インフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえ、ひとつの対策に偏った準備を行うことはリスクが大きいと考え、わが国の地理的な条件、交通機関の発達度、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮し、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で新型インフルエンザ発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立することとしています。

国では、新型インフルエンザが海外で発生した場合、在外邦人の保護のために必要な支援を行いつつ、島国としての特性を活かし、検疫の強化等により、できる限りウイルスの国内侵入を遅らせることとしています。ウイルスの国内侵入を完全に防ぐことはほぼ不可能であることを前提に、その後の対策を策定することが必要であるとし、国の行動計画では、国の役割を含めて次のように定めています。

○発生前の段階

水際対策の実施体制の構築に加え、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前準備を周到に行っておくことが重要である。

○発生当初の段階

水際対策、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染の恐れのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を中心とし、ウイルスの国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り押さえることを目的とした対策を講ずる。また、パンデミックワクチンが供給されるまで、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対してプレパンデミックワクチンを接種し、パンデミック時の社会・経済機能の破綻を防ぐことが必要である。

○感染が拡大してきた段階

国、地方自治体、民間事業者等の各部門は、事前に定めた計画に従って、相互に連携しつつ、医療の確保、公共サービス等の事業継続等に最大限の努力を行い、具体的な対策の現場となる国の出先機関、都道府県や市町村においては、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、地域の実情を考慮した詳細かつ具体的なマニュアルや役割分担を事前に定めることなどにより、新型インフルエンザが発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施することが重要である。さらに、医療機関、企業、公共交通機関、学校、福祉施設、マスメディア、家庭・個人などにおいても、行動計画等を踏まえ、事前準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが求められる。

北海道の行動計画では、国の行動計画の基本的な考え方に即して北海道として取り組んでいくための考え方を整理し、対策を進めていくこととしています。

本市の行動計画は、国や北海道の行動計画を基本として本市の基本的方針や役割を定めたものであり、個々具体の対策については、国が行動計画に基づき作成する各種ガイ

ドラインや、国や北海道の対策方針などに即した対策を推進していくこととします。

なお、国や北海道の行動計画やガイドラインは、随時最新の知見や状況などに応じて見直すこととしておりますので、国や北海道の見直しの状況に応じて、本市の行動計画も適時適切に修正していくこととします。

(3) 対策推進のための本市の役割

新型インフルエンザ対策については、国の行動計画やガイドラインにおいて、具体的内容のほか、関係機関の役割が示されており、対策における本市の役割は、国や北海道との緊密な連携の下、次の点に留意した対応を担うものとします。

- ・市民への周知・啓発を行うことにより、感染予防、感染拡大防止等に関する意識向上を図ること。
- ・市民への適切な情報提供の実施や相談体制を整えることにより、健康被害の抑制や精神的不安の解消に努めること。
- ・高齢者や障害者世帯等の生活面で孤立する恐れのある社会的弱者への対応に努めること。
- ・庁内各部における業務継続のための体制を整備し、必要な市民サービスの提供に努めること。
- ・北海道からの要請に応じて医療対策に努めること。

4 発生段階の概要

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

国や北海道の行動計画においては、WHOが宣言(実施)するフェーズを参考にしつつ、わが国の実情に応じた戦略を検討するのに適した段階として、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策を定めています。

なお、5つの段階は、基本的に国における戦略の転換点を念頭に定めたものであり、各段階の移行については、国が判断して公表することとされています。ただし、都道府県等においては、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るため、地域独自の対応が必要となる場合を考慮し、第三段階を3つの時期に小分類し、その移行については国と協議した上で、都道府県が判断するとされています。

本市の行動計画においては、国や北海道の行動計画における発生段階を基本にしながら、その発生状況や発生地域などを念頭におくこととして、「準備段階」「海外・国内発生段階」「道内・市内発生段階」「小康段階」の4つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対応方針を定めることとします。

国や北海道の行動計画における5つの発生段階と本市の行動計画の4つの段階の対応関係は、次のとおりです。

行動計画の各段階の概要

帯広市の行動計画での発生段階・目的・主な対策			国・北海道の行動計画での発生段階		
段階	目的	主な対策	段階	定義	
準備段階	発生に備えて体制の整備を行う。 発生の早期確認に努める。	発生に係る情報収集・共有を図る。 各部において業務継続計画等を策定する。	前段階 (未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態	
海外・国内発生段階	道内・市内の発生に備えて体制の整備を行う。	海外・国内での発生状況に関する市民への情報提供を行う。 道内・市内発生に備えた体制の確認を行う。	第一段階 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
			第二段階 (国内発生期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態	
道内・市内発生段階	健康被害を最小限に抑える。 社会・経済機能への影響を最小限に抑える。	発生状況に関する継続的な情報収集を行う。 北海道からの要請を踏まえた感染症対策を講じる。 患者等の人権擁護に配慮した情報の提供を行う。 社会的弱者への支援を行う。	第三段階	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
			都道府県の判断	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
				まん延期	各都道府県において入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
小康段階	流行の第二波に備える。	各対策を解除する。 現行の対策に係る評価を行い、流行の第二波に備える。	回復期	各都道府県において、ピークを超えたと判断できる状態	
			第四段階 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 行動計画の主要項目

本行動計画による対応を「実施体制と情報収集」、「予防・まん延防止」、「医療」、「情報提供・共有」、「社会機能の維持」の5つの分野に分けて以下のとおり定めます。

(1) 実施体制と情報収集

新型インフルエンザ流行時には、社会機能を維持するため、全庁一体となった取り組みが求められることから、新型インフルエンザ発生前の準備段階においては、庁内での情報共有や行動計画の見直しなどを行うために庁内の連絡会議で協議します。

また、道内・市内で新型インフルエンザが発生し、または発生する恐れがある場合には、市長を本部長とする「帯広市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、迅速かつ的確な対策を実施します。

また、本市の行動計画を策定するとともに、各発生段階に応じた対応を講じます。

さらに、新型インフルエンザが発生した場合においても、必要最小限の市民サービスを維持するために、庁内各部において業務継続に関する計画を策定します。

新型インフルエンザの流行に備えた体制を速やかに整えるためには、新型インフルエンザが出現したことをいち早く察知する必要があるため、国や北海道から国内外の情報を速やかに入手します。

このほか、十勝管内の広域的な連携を図るため、帯広保健所が設置する十勝地域新型インフルエンザ対策連絡会議に参加し、情報の共有化に努めます。

(2) 予防・まん延防止

新型インフルエンザの予防及びまん延防止対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を破綻に至らせないために重要です。

新型インフルエンザの予防について、手洗い、うがい、症状のある時や人込みでのマスク着用や咳エチケットを励行するとともに、十分な休養や栄養摂取など基本的な感染予防の実施や感染者に接触しないという個人単位での感染予防、感染拡大防止対策の周知徹底を図ります。

市内において新型インフルエンザが発生した場合は、不要不急の外出をしないことを原則とし、日頃から最低限の食料や日用品等を各家庭における備蓄を推奨するなどの情報提供を進めていきます。

海外で新型インフルエンザが発生した場合には、とちぎ帯広空港での入国者に対して、検疫所や帯広保健所などと連携した検疫体制の強化に努めます。

新型インフルエンザのまん延防止策として、人の移動や集合に伴う感染機会を減少させるために、北海道から、学校等の臨時休校、集会等の自粛、社会等事業活動の自粛などの要請に対して適切に対応します。

新型インフルエンザによる健康被害を最小限にとどめ、社会・経済を破綻に至らせないためには、ワクチンの役割も重要であり、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種の対象者や順位、接種体制等について、国が方針を策定するとしていることから、その方針に沿ったワクチンの接種が円滑に行われるよう協力します。

(3) 医療

受診の集中による混雑や混乱を避けるため、帯広保健所や帯広市医師会等と連携し、市民の受診環境の整備に努めます。

また、帯広保健所、医療機関等との連携のもとに、患者数の増加などに伴い帯広保健所で搬送ができない場合における救急患者の搬送体制の確保に努めます。

(4) 情報提供・共有

新型インフルエンザに関する情報については、各発生段階に適応した情報の収集と提供を行い、市民や関係機関と情報の共有をしていくとともに、パニック防止という観点も含めて対応する必要があります。

本市は、感染予防と感染拡大防止のため、また、新型インフルエンザ流行に対する過度の不安を防止するため、市民に新型インフルエンザに関する正確な情報提供をしながら、予防に関する知識についても啓発します。

また、新型インフルエンザの流行に備えた体制を速やかにとるためには、新型インフルエンザが出現したことをいち早く察知する必要があるため、帯広保健所を通じて北海道や十勝管内の情報を速やかに入手します。

さらに、市内でまん延した場合、帯広保健所の発熱相談センターの業務が急増し、市への相談件数も増加すると想定されるため、市の相談体制を拡充します。

(5) 社会・経済機能の維持

国では、新型インフルエンザの流行規模について、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くものと想定しています。

また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤すると想定しているため、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の国民生活を維持することすらできなくなるおそれがあるとしています。

このため、市内でまん延した場合、社会的弱者への生活支援、搬送、死亡時の対応などを実施します。

また、社会機能の低下による影響を最小限にするため、卸小売業者などからの食料、生活必需品の確保協力について、北海道などと連携して体制づくりに努めます。

II 各論

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">1 準備段階</div> = 「前段階（未発生期）」〈国の行動計画の発生段階〉	
■ 新型インフルエンザが発生していない状態	
目的	1 発生に備えて体制の整備を行う。 2 発生の早期確認に努める。
市の対応	国・北海道の主な対応
<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f7fa; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 実施体制と情報収集 </div> <p>【体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立やまん延期に備えた各部の業務継続に関する計画を策定します。 [全庁] ・行動計画のほか、各部で作成した「業務継続計画」について研修などを行い、関係職員に周知を図るとともに、検疫所、帯広保健所や空港などの関係機関と連携し、新型インフルエンザの発生に備えた訓練を実施します。 [保健福祉部、総務部、関係部] <p>【国内・道内で鳥や豚などのインフルエンザが人に感染した場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の連絡会議において、情報の収集や共有を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について必要に応じて協議します。 [全庁] ・帯広保健所が実施する「十勝地域新型インフルエンザ対策連絡会議」での情報などを踏まえた対応を行います。 [保健福祉部、総務部] <p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の養鶏・養豚施設等の情報把握に努めます。 [農政部] ・鳥インフルエンザ等の動物間での感染やそれらの人への感染状況等に関する国内外の情報を収集します。 [保健福祉部、農政部、総務部] <p>* 情報収集源 *</p> <p>内閣官房、厚生労働省、国立感染症情報センター、農林水産省、動物衛生研究所、食品安全委員会、北海道、北海道感染症情報センターなど</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定（国）、道庁版業務継続計画の策定（道） ・発生に備えた訓練の実施（国・道） ・ワクチン等の備蓄・開発等の国際的な連携、協力体制構築（国） ・感染拡大防止対策に関する措置の協議・決定のため、関係省庁対策会議開催（国）、北海道感染症危機管理対策本部幹事会開催（道） ・サーベイランス強化のための国際機関等との連携（国） ・各種サーベイランスの実施（国・道） ・国内外の情報収集（国・道） 	

準備段階	市の対応	国・北海道の主な対応
	<p data-bbox="183 264 949 324">予防・まん延防止</p> <ul data-bbox="183 336 997 616" style="list-style-type: none"> ・市民に対し、手洗い・うがい・咳エチケットなどの感染予防の知識を普及します。 [保健福祉部] ・消毒液等の備蓄に努めます。 [全庁] ・国や北海道の要請に応じ、市内の学校等を通じ、鳥や豚などのインフルエンザの発生国に留学している在籍者に対し、感染予防対策について周知を図ります。 [学校教育部] <p data-bbox="183 660 422 705">【検疫の連携体制】</p> <ul data-bbox="183 716 997 795" style="list-style-type: none"> ・とち帯広空港での入国者の検疫に係る関係機関との連携体制を図ります。 [商工観光部、保健福祉部、消防本部] <p data-bbox="183 884 949 945">医療</p> <p data-bbox="183 952 335 985">【搬送体制】</p> <ul data-bbox="183 996 997 1075" style="list-style-type: none"> ・感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者の個人防護具の備蓄に努めます。 [消防本部] <p data-bbox="183 1131 949 1191">情報提供・共有</p> <ul data-bbox="183 1220 997 1400" style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報、チラシなど各種広報媒体を活用し、鳥インフルエンザ等の動物間での感染やそれらの人への感染状況等に関する情報提供を行います。 [保健福祉部、農政部、総務部] <p data-bbox="183 1467 933 1527">社会・経済機能の維持</p> <p data-bbox="183 1545 486 1590">【社会的弱者への支援】</p> <ul data-bbox="183 1601 997 1780" style="list-style-type: none"> ・市内まん延状態における生活支援が必要とされる対象者の範囲を決定します。 [総務部、保健福祉部] ・社会的弱者への生活支援などについて、関係機関とあらかじめ協議を行います。 [総務部、保健福祉部] <p data-bbox="183 1836 454 1881">【火葬能力等の把握】</p> <ul data-bbox="183 1892 997 2016" style="list-style-type: none"> ・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設についての把握・検討を帯広保健所とともに進めます。 [市民環境部、総務部] 	<ul data-bbox="1029 246 1428 2038" style="list-style-type: none"> ・水際対策関係者の個人防護具・資器材の整備、検疫所でのサーモグラフィー等による早期発見のため水際対策の強化 (国) ・家きん肉等の輸入における無病証明書確認、発生国からの家きん肉等の輸入停止 (国) ・農場等の消毒、野鳥侵入防止などの衛生管理の徹底 (道) ・防疫措置 (殺処分、移動制限等) による感染拡大防止 (道) ・農場従業員、防疫従事者等の感染防御、健康調査等の実施 (道) ・パンデミックワクチンの製造法、投与法に係る研究開発促進 (国) ・プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制の整備・協力 (国・道) ・地域医療体制整備の進捗状況把握 (国) ・二次医療圏ごとの地域医療体制整備の推進、発熱外来の設置、入院病床の確保 (道) ・抗インフルエンザウイルス薬備蓄 (国民の45%目標) (国) ・道立衛生研究所におけるPCR検査体制の整備 (道) ・抗インフルエンザウイルス薬備蓄 平成19年度末46万8千人分 平成21年度～平成23年度の3か年で、62万1千人分の追加備蓄を目指す (道) ・事業者に対し事業継続計画策定を要請 (国・道) ・社会的弱者への生活支援について市町村での検討を要請 (国・道) ・火葬能力・一時的な遺体安置施設の把握・検討 (道)

2 海外・国内発生段階：強毒性

= 「第一（海外発生期）・第二（国内発生早期）」
 <国の行動計画の発生段階>

■海外又は国内で新型インフルエンザが発生した状態

目的 1 市内発生に備えて体制の整備を行う。

市の対応

国・北海道の主な対応

実施体制と情報収集

- ・国において「新型インフルエンザ対策本部」が設置された場合には、庁内連絡会議で情報の共有を行います。[全庁]
- ・国や北海道から情報収集を行うほか、帯広保健所、帯広市医師会、市内医療機関等と情報共有・連携強化を図ります。[保健福祉部]

- ・新型インフルエンザ発生状況に関する情報収集（国）
- ・新型インフルエンザ対策本部設置、対処方針等決定（国）
- ・北海道新型インフルエンザ対策本部設置、対処方針等決定（道）
- ・国内発生情報のWHOへ通報（国）
- ・WHO等と株同等に係る協力、症例定義決定等（国）
- ・感染症危険情報、渡航延期勧告や在外邦人への情報提供（国・道）
- ・検疫強化（旅客機等の集約）（国）
- ・発生地域からの運航自粛要請（国）
- ・水際対策従事者への感染防止策（道）
- ・新型発生後直ちに、プレパンデミックワクチン原液の製剤化（国）
- ・医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの接種（道）
- ・株特定後、パンデミックワクチン生産開始（国）
- ・感染疑い者の不要不急の出国自粛勧告、発熱者のチェックイン拒否を航空会社等へ注意喚起（国）
- ・医療機関に対し濃厚接触者等への予防投与の要請（道）
- ・発熱外来設置の要請（道）
- ・患者の早期発見や感染拡大防止を目的とした発熱相談センターを各保健所に設置（道）

予防・まん延防止

【検疫体制】

- ・とち帯広空港での入国者に対して、検疫所や帯広保健所等との検疫体制を強化します。[商工観光部、保健福祉部、消防本部、総務部]

【感染予防・拡大防止対策】

- ・市民に対し、手洗い・うがい・咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。[政策推進部、保健福祉部]
- ・消毒液等の在庫確認と補給をします。[全庁]

医療

【医療体制の整備】

- ・受診の集中による混雑や混乱を避けるため、帯広市医師会等と協議し、発熱外来の準備を進めます。[保健福祉部]

【搬送体制】

- ・帯広保健所と連携して救急患者搬送体制の整備を図ります。[消防本部]

海外・国内発生段階：強毒性	市の対応	国・北海道の主な対応
<p data-bbox="185 259 938 315">情報提供・共有</p> <p data-bbox="185 342 336 376">【情報提供】</p> <ul data-bbox="185 389 997 517" style="list-style-type: none"> ・市のホームページを随時更新し、またチラシの配付、報道機関の協力等により、国内外の発生状況や感染予防対策、発熱相談センターに関する情報提供を行います。 <p data-bbox="616 530 978 564">[保健福祉部、政策推進部]</p> <p data-bbox="185 624 427 658">【相談窓口の設置】</p> <ul data-bbox="185 672 978 752" style="list-style-type: none"> ・市民からの問い合わせに対応する電話相談窓口を設置し、適切な情報提供を行います。 <p data-bbox="791 721 970 754">[保健福祉部]</p>		<ul data-bbox="1034 349 1430 757" style="list-style-type: none"> ・ホームページを随時更新し、発生状況や感染予防策に関する情報提供の実施（国・道） ・広報担当官から海外発生・対応状況について情報提供（国） ・国民からの相談に応じるコールセンターの設置（国） ・道民からの問い合わせに対応する電話相談等の窓口を設置（道）
<p data-bbox="185 824 938 880">社会・経済機能の維持</p> <p data-bbox="185 907 579 940">【食料品・生活必需品の確保】</p> <ul data-bbox="185 954 997 1034" style="list-style-type: none"> ・関係団体からの食料、生活必需品の確保協力について連携体制の強化を図ります。 <p data-bbox="874 1003 994 1037">[総務部]</p> <p data-bbox="185 1095 488 1128">【社会的弱者への支援】</p> <ul data-bbox="185 1142 997 1319" style="list-style-type: none"> ・市内まん延状態における、生活支援が必要な社会的弱者の対象者を把握します。 ・社会的弱者への生活支援について、関係機関との支援体制を整備します。 <p data-bbox="683 1189 986 1223">[総務部、保健福祉部]</p> <p data-bbox="671 1283 970 1317">[総務部、保健福祉部]</p> <p data-bbox="185 1377 549 1411">【一時的な遺体安置施設等】</p> <ul data-bbox="185 1424 997 1505" style="list-style-type: none"> ・火葬能力を超えた場合の、一時的な遺体安置施設等の確保準備を帯広保健所とともに進めます。 <p data-bbox="683 1518 983 1552">[市民環境部、総務部]</p>		<ul data-bbox="1034 824 1430 1563" style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、職場での感染防止策、業務の継続や自粛について要請（国・道） ・社会機能の維持に関わる事業者に対して、事業継続に向けた取組みを要請（国・道） ・混乱に乗じて発生が予想される各犯罪の防止、悪質な事犯に対する取締りの徹底（国・道） ・市町村に対し、火葬能力を超えた場合の一時的な遺体安置施設確保の準備を要請、道も協力する（道） ・感染性廃棄物の処理能力（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）及び処理施設の稼働状況を把握（道）

3 道内・市内発生段階：強毒性

=「第二（国内発生早期）・第三（感染拡大期・まん延期・回復期）」（国の行動計画の発生段階）

■道内又は市内で新型インフルエンザが発生した状態

目的

- 1 健康被害を最小限に抑える。
- 2 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

市の対応

国・北海道の主な対応

実施体制と情報収集

- ・「帯広市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、情報の共有と対策の決定を行います。 [全庁]
- ・国や北海道から情報収集を行うほか、帯広保健所、帯広市医師会、市内医療機関等と情報共有・連携強化を図ります。 [保健福祉部]
- ・国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集します。 [全庁]

- ・新型インフルエンザ発生状況に関する情報収集（国）
- ・新型インフルエンザ対策本部設置、対処方針等決定（国）
- ・北海道新型インフルエンザ対策本部設置、対処方針等決定（道）
- ・国内発生情報のWHOへ通報（国）
- ・WHO等と株同定等に係る協力、症例定義決定等（国）
- ・感染症危険情報、渡航延期勧告や在外邦人への情報提供（国・道）
- ・検疫強化（旅客機等の集約）（国）
- ・発生地域からの運航自粛要請（国）
- ・水際対策従事者への感染防止策（道）
- ・新型発生後直ちに、プレパンデミックワクチン原液の製剤化（国）
- ・医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの接種（道）
- ・株特定後、パンデミックワクチン生産開始（国）
- ・感染疑い者の不要不急の出国自粛勧告、発熱者のチェックイン拒否を航空会社等へ注意喚起（国）
- ・医療機関に対し濃厚接触者等への予防投与の要請（道）
- ・発熱外来設置の要請（道）
- ・患者の早期発見や感染拡大防止を目的とした発熱相談センターを各保健所に設置（道）

予防・まん延防止

- ・市民に対し、可能な限り外出を控えることや、手洗い・うがい・咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策の周知を徹底します。 [総務部、保健福祉部、政策推進部]
- ・基礎疾患を有する者が多く集まる施設における感染対策を強化するよう依頼します。 [関係部]
- ・帯広保健所からの要請に応じ、次の感染拡大防止対策を行います。
 - 1 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動の自粛を要請する。 [関係部]
 - 2 市内の学校、通所施設設置者等に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を実施又は要請する。 [関係部]

医療

<市内発生>

【医療体制の整備】

- ・帯広保健所から要請がされた段階で、帯広市医師会・医療機関の協力・支援を得て、発熱外来を整備します。 [保健福祉部]

道内・市内発生段階：強毒性	市の対応	国・北海道の主な対応
<p><市内発生> 【搬送体制】 ・帯広保健所と連携し、救急患者の搬送を行います。 [消防本部、総務部]</p> <p><市内発生> 【在宅患者への支援】 ・帯広保健所と連携し、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援や自宅で死亡した患者への対応に努めます。 [関係部]</p> <p>情報提供・共有</p> <p>【情報提供】 ・市のホームページを随時更新し、またチラシの配付、報道機関の協力等により、発生状況や感染予防対策に関する情報提供を行います。 [全庁]</p> <p>【相談窓口の設置】 ・市民からの問い合わせに対応する電話相談窓口を設置し、適切な情報提供を行います。 [保健福祉部]</p> <p>社会・経済機能の維持</p> <p><市内発生> 【食料・生活必需品の確保】 ・関係団体からの食料、生活必需品の確保協力を行います。 [総務部]</p> <p><市内発生> 【社会的弱者への支援】 ・市内まん延状態における、生活支援が必要な社会的弱者の対象者を把握し、支援を行います。 [総務部、保健福祉部]</p> <p><市内発生> 【遺体の火葬・安置】 ・火葬炉を可能な限り稼働させます。また、帯広保健所の要請に応じ、一時的に遺体を安置する施設等を確保します。 [市民環境部、総務部]</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページを随時更新し、発生状況や感染予防策に関する情報提供の実施（国・道） ・ 広報担当官から海外発生・対応状況について情報提供（国） ・ 国民からの相談に応じるコールセンターの設置（国） ・ 道民からの問い合わせに対応する電話相談等の窓口を設置（道） ・ 事業者に対して、職場での感染防止策、業務の継続や自粛について要請（国・道） ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対して、事業継続に向けた取組みを要請（国・道） ・ 混乱に乗じて発生が予想される各犯罪の防止、悪質な事犯に対する取締りの徹底（国・道） ・ 市町村に対し、火葬能力を超えた場合の一時的な遺体安置施設確保の準備を要請、道も協力する（道） ・ 感染性廃棄物の処理能力（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）及び処理施設の稼働状況を把握（道）

4 海外・国内発生段階：弱毒性

= 「第一（海外発生期）・第二（国内発生早期）」
（国の行動計画の発生段階）

■海外又は国内で新型インフルエンザが発生した状態

目的 1 市内発生に備えて体制の整備を行う。

市の対応

国・北海道の主な対応

実施体制と情報収集

- ・国において「新型インフルエンザ対策本部」が設置された場合には、庁内連絡会議で情報の共有を行います。[全庁]
- ・国や北海道から情報収集を行うほか、帯広保健所、帯広市医師会、市内医療機関等と情報共有・連携強化を図ります。
[保健福祉部]

予防・まん延防止

【検疫体制】

- ・とちか帯広空港での入国者に対して、検疫所や帯広保健所などとの検疫体制を強化します
[保健福祉部、商工観光部、消防本部]

【感染予防・拡大防止対策】

- ・市民に対し、手洗い・うがい・咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。
[政策推進部、保健福祉部]
- ・消毒液等の在庫確認と補給をします。
[全庁]

医療

【医療体制の整備】

- ・帯広保健所や帯広市医師会と連携し、受診機会を確保するため、適切な医療体制の準備を進めます。
[保健福祉部]

【搬送体制】

- ・帯広保健所と連携し、救急患者搬送体制の整備を図ります。
[消防本部、総務部]

- ・新型インフルエンザ発生状況に関する情報収集（国）
- ・新型インフルエンザ対策本部設置、対処方針等決定（国）
- ・北海道新型インフルエンザ対策本部設置、対処方針等決定（道）
- ・国内発生情報のWHOへ通報（国）
- ・WHO等と株同定等に係る協力、症例定義決定等（国）
- ・感染症危険情報、渡航延期勧告や在外邦人への情報提供（国・道）
- ・検疫強化（旅客機等の集約）（国）
- ・発生地域からの運航自粛要請（国）
- ・水際対策従事者への感染防止策（道）
- ・新型発生後直ちに、プレパンデミックワクチン原液の製剤化（国）
- ・医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの接種（道）
- ・株特定後、パンデミックワクチン生産開始（国）
- ・感染疑い者の不要不急の出国自粛勧告、発熱者のチェックイン拒否を航空会社等へ注意喚起（国）
- ・医療機関に対し濃厚接触者等への予防投与の要請（道）
- ・発熱外来設置の要請（道）
- ・患者の早期発見や感染拡大防止を目的とした発熱相談センターを各保健所に設置（道）

海外・国内発生段階：弱毒性	市の対応	国・北海道の主な対応
<p data-bbox="183 257 949 318" style="background-color: #e0ffff; border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">情報提供・共有</p> <p data-bbox="183 340 335 376">【情報提供】</p> <ul data-bbox="183 387 997 519" style="list-style-type: none"> ・市のホームページを随時更新し、またチラシの配付、報道機関の協力等により、国内外の発生状況や感染予防対策、発熱相談センターに関する情報提供を行います。 <p data-bbox="614 530 981 566" style="text-align: right;">[保健福祉部、政策推進部]</p> <p data-bbox="183 622 427 658">【相談窓口の設置】</p> <ul data-bbox="183 669 973 757" style="list-style-type: none"> ・市民からの問い合わせに対応する電話相談窓口を設置し、適切な情報提供を行います。 <p data-bbox="790 719 970 754" style="text-align: right;">[保健福祉部]</p>		<ul data-bbox="1029 347 1428 757" style="list-style-type: none"> ・ホームページを随時更新し、発生状況や感染予防策に関する情報提供の実施（国・道） ・広報担当官から海外発生・対応状況について情報提供（国） ・国民からの相談に応じるコールセンターの設置（国） ・道民からの問い合わせに対応する電話相談等の窓口を設置（道）

5 道内・市内発生段階：弱毒性

= 「第二（国内発生早期）・第三（感染拡大期・まん延期・回復期）」（国の行動計画の発生段階）

■道内又は市内で新型インフルエンザが発生した状態

目的

- 1 健康被害を最小限に抑える。
- 2 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

市の対応

国・北海道の主な対応

実施体制と情報収集

<市内発生>

- ・「帯広市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、情報の共有と対策の決定を行います。 [全庁]
- ・国や北海道から情報収集を行うほか、帯広保健所、帯広市医師会、市内医療機関等と情報共有・連携強化を図ります。 [保健福祉部]
- ・国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集します。 [全庁]

予防・まん延防止

<市内発生>

- ・市民に対し、可能な限り外出を控えることや、手洗い・うがい・咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策の周知を徹底します。 [総務部、保健福祉部、政策推進部]
- ・基礎疾患を有する者が多く集まる施設における感染対策を強化するよう依頼します。 [関係部]
- ・帯広保健所からの要請に応じ、次の感染拡大防止対策を行います。
 - 1 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動の自粛を要請する。 [関係部]
 - 2 市内の学校、通所施設設置者等に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を実施又は要請する。 [関係部]

医療

<市内発生>

【医療体制の整備】

- ・帯広保健所や帯広市医師会と連携し、受診機会を確保するため、適切な医療体制を整えます。 [保健福祉部]

- ・新型インフルエンザ発生状況に関する情報収集（国）
- ・新型インフルエンザ対策本部設置、対処方針等決定（国）
- ・北海道新型インフルエンザ対策本部設置、対処方針等決定（道）
- ・国内発生情報のWHOへ通報（国）
- ・WHO等と株同等に係る協力、症例定義決定等（国）
- ・感染症危険情報、渡航延期勧告や在外邦人への情報提供（国・道）
- ・検疫強化（旅客機等の集約）（国）
- ・発生地域からの運航自粛要請（国）
- ・水際対策従事者への感染防止策（道）
- ・新型発生後直ちに、プレパンデミックワクチン原液の製剤化（国）
- ・医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの接種（道）
- ・株特定後、パンデミックワクチン生産開始（国）
- ・感染疑い者の不要不急の出国自粛勧告、発熱者のチェックイン拒否を航空会社等へ注意喚起（国）
- ・医療機関に対し濃厚接触者等への予防投与の要請（道）
- ・発熱外来設置の要請（道）
- ・患者の早期発見や感染拡大防止を目的とした発熱相談センターを各保健所に設置（道）

道内・市内発生段階：弱毒性	市の対応	国・北海道の主な対応
<p><市内発生></p> <p>【搬送体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯広保健所と連携し、救急患者の搬送を行います。 [消防本部、総務部] <p>情報提供・共有</p> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページを随時更新し、またチラシの配付、報道機関の協力等により、発生状況や感染予防対策、発熱相談センターに関する情報提供を行います。 [保健福祉部、政策推進部] <p>【相談窓口の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの問い合わせに対応する電話相談等の窓口を設置し、適切な情報提供を行います。 [保健福祉部] 		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを随時更新し、発生状況や感染予防策に関する情報提供の実施（国・道） ・広報担当官から海外発生・対応状況について情報提供（国） ・国民からの相談に応じるコールセンターの設置（国） ・道民からの問い合わせに対応する電話相談等の窓口を設置（道）

6 小康段階

= 「第四（小康期）」（国の行動計画の発生段階）

■患者の発生が減少し、低い状態でとどまっている状態

目的 1 流行の第二波に備える。

市の対応

実施体制と情報収集

- ・これまで実施した対策の評価、行動計画の見直しを行います。 [保健福祉部]
- ・国や北海道から情報の収集を行うほか、帯広保健所、帯広市医師会、市内医療機関等と情報の共有を図ります。 [保健福祉部]

予防・まん延防止

- ・不足している消毒液等の補充を行います。 [関係部]

情報提供・共有

- ・市民に対し、発熱相談センターや市の相談窓口の縮小・中止状況について周知します。 [保健福祉部]
- ・流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行います。 [保健福祉部]

社会・経済機能の維持

- ・火葬炉の稼働状況、一時的に遺体を安置する施設の利用状況等を確認します。 [市民環境部、総務部]

国・北海道の主な対応

- ・新型インフルエンザ対策本部が小康期に入ったことを宣言（国）
- ・国の宣言を受け、北海道新型インフルエンザ対策本部が同様の宣言を行う（道）
- ・国内外の流行状況を踏まえこれまでの対策を順次縮小（国・道）
- ・流行の第二波に備えた抗インフルエンザウイルスの備蓄（国・道）
- ・流行の第二波に備えた情報提供と注意喚起（国・道）
- ・社会機能の維持に関わる事業者に対し被害状況等の確認を要請するとともに流行の第二波に備え、事業継続への支援等（国・道）

用語説明

○ 強毒性

重症化しやすく、致死率の高い新型インフルエンザが発生した場合。

○ 弱毒性

重症化しにくく、致死率の低い新型インフルエンザが発生した場合。

○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、ウイルスの持つ遺伝子の違いから、A型、B型、C型に大きく分類されます。ヒトに感染し、重い病気を起こすのはA型とB型です。

A型インフルエンザウイルスの表面には、赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）と呼ばれる、タンパク質でできたトゲが突き出していて、HAは細胞と結合する働きを、NAは細胞表面などから遊離する働きを持ち、それぞれ16種類、9種類の型が知られています。このHA及びNAの組み合わせにより、多くの型のウイルスが存在し、色々な動物に感染します。

このように、A型インフルエンザウイルスの様々な種類の型を「亜型」といい、いわゆるA／ソ連型はH1N1を、A／香港型はH3N2を指します。

なお、「A／H1N1」とは、A型インフルエンザウイルスのうち、H1とN1の組み合わせを持つウイルスのことです。

○ 高病原性鳥インフルエンザ、鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のことです。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」といいます。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められていますが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はありません。

なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ（H5N1）」といっています。

○ パンデミック

新型インフルエンザウイルスがヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的な大流行を呈する状況のことです。

○ 家きん等

家きん（鶏、あひる、七面鳥、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥）及びその他の鳥類（飼育されているものに限る。）のことです。

○ フェーズ

感染の広がり度合いを示すものです。世界保健機関 [WHO] が、感染が世界的に大流行する危険性や、事前対策を実施する必要性について知らせることを目的として、警戒レベルを1から6の6段階に分類しています。

WHOフェーズ区分	
フェーズ1	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出
フェーズ2	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが検出
フェーズ3	ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的に無い
フェーズ4	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている
フェーズ5	ヒトからヒトへの新型インフルエンザウイルスの集団感染が2カ国以上で確認され、パンデミックの兆候がみられる
フェーズ6	パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している

○ パンデミックワクチン

流行しているウイルス株を用いて、製造されたワクチンのことです。

○ プレパンデミックワクチン

対象とするウイルス株の発生の前に、既に存在する鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスを用いて製造されたワクチンのことです。

○ 発熱外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し、混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設のことです。第三段階の感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザの患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的としています。第三段階のまん延期以降における発熱外来は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザの患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者のトリアージにより入院治療の必要性を判断することを目的としています。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけることです。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味です。特に感染症に関しては、感染症法に基づき、定期的な感染症の発生状況（患者及び病原体）やその状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われています。

○ クラスタースーベイランス

学校や施設など同一の集団内で複数のインフルエンザ感染者（疑い例を含む）が発生した場合、保健所が、医師、学校の設置者、社会福祉施設等の施設長からの連絡により、同一の集団における集団的な発生が疑われる事例を把握することです。

○ PCR（polymerase chain reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAをその複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法です。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されています。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されています。

○ 感染症の定義及び類型

定 義	類 型
一類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からきわめて危険性が高い感染症（エボラ出血熱、ペスト等）
二類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症（鳥インフルエンザ（H5N1）、結核、急性灰白髄炎、ジフテリア等）
三類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症（腸管出血性大腸菌（O157等）感染症、コレラ、細菌性赤痢等）
四類感染症	ヒトからヒトへの感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症（鳥インフルエンザ（H5N1を除く）、狂犬病等）
五類感染症	国民の健康に影響を与える恐れがある感染症（インフルエンザ、麻しん、梅毒等）
指定感染症	既知の感染症の中で一類から三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症
新感染症	既感染症と異なるもので当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤なもの
新型インフルエンザ等感染症	まだ発症していない新型インフルエンザについて、新たな類型を設けたもの

帯広市新型インフルエンザ対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国内で新型インフルエンザが発生し、または発生するおそれがあり、市民の健康と生命及び安全を確保する必要があるときに、新型インフルエンザに関する情報の共有を図り、蔓延防止対策等を迅速かつ適切に実施するため、本市に帯広市新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 対策本部は、新型インフルエンザが発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の程度、緊急度を勘案し、市長が設置する。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、新型インフルエンザに関する次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集及び分析に関する事項
- (2) 市民啓発及び情報提供に関する事項
- (3) 予防対策に関する事項
- (4) 社会機能を維持するための対策に関する事項
- (5) その他必要な事項

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長の職にある者を、副本部長は副市長、公営企業管理者並びに教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、対策本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に関係者の出席を求め、意見を聞く事ができる。

(連携部会の設置)

第6条 対策本部の所掌事務を補佐するため、対策本部に連携部会を置く。

- 2 連携部会は、部会長、副部会長及び部会員をもて組織する。
- 3 部会長には、総務部長の職にある者を、副部会長には保健福祉部長及び保健福祉センター館長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、別表2に掲げる職にある者及び市職員のうちから部会長が指名する職員で構成する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、会議等に関係者の出席を求め、意見を聞く事ができる。

(庶務)

第7条 対策本部の事務は、総務部総務課及び保健福祉部健康推進課が行なう。

(解散)

第8条 本部長は、新型インフルエンザによる被害の拡大のおそれなくなったと認めるときは、対策本部を解散するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。

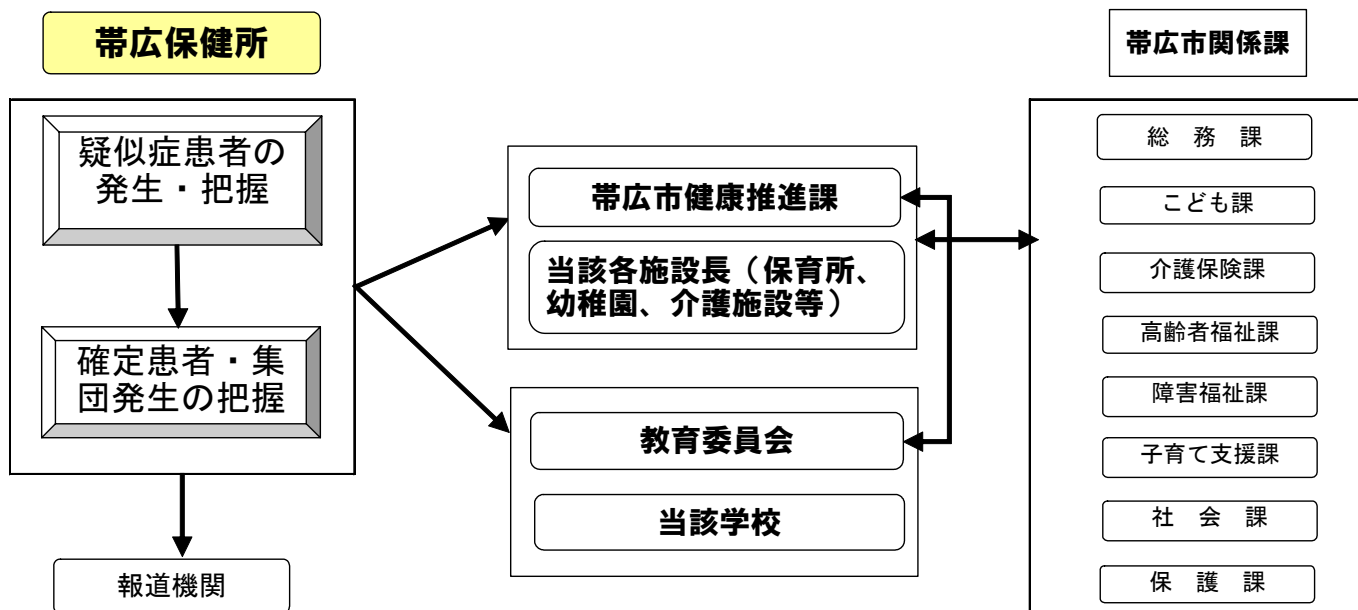
別表1 (第4条関係)

政策推進部長、総務部長、市民活動部長、市民環境部長、保健福祉部長、保健福祉センター館長、こども未来部長、商工観光部長、農政部長、都市建設部長、会計管理者、上下水道部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長

別表2 (第6条関係)

政策推進部企画調整監、総務部企画調整監、市民活動部企画調整監、市民環境部企画調整監、保健福祉部企画調整監、こども未来部企画調整監、商工観光部企画調整監、農政部企画調整監、都市建設部企画調整監、上下水道部企画調整監、学校教育部企画調整監、生涯学習部企画調整監、消防次長、総務部総務課長、総務部防災担当課長、保健福祉部健康推進課長

帯広市内での疑似症患者発生からの連絡体制（帯広保健所発信）



帯広市新型インフルエンザ対策本部の組織と各部の主な役割

本部長	副本部長	本 部 員	各 部 の 主 な 役 割
市 長	副 市 長	政 策 推 進 部 長	感染予防・拡大防止の周知、対策に要する予算調製
	公 営 企 業 管 理 者	総 務 部 長	対策本部・庁内体制調整、感染予防・拡大防止の周知、食料品・生活必需品確保
	教 育 長	市 民 活 動 部 長	感染予防・拡大防止の周知、防犯・消費者保護の周知
		市 民 環 境 部 長	感染予防・拡大防止の周知、火葬炉の確保、廃棄物収集・処理体制の確保
		保 健 福 祉 部 長	対策本部・保健所との連絡調整、感染予防・拡大防止の周知、発生状況の把握、社会的弱者への支援、医療体制の確保、社会福祉施設の対応
		保 健 福 祉 セ ン タ ー 館 長	
		こ ど も 未 来 部 長	感染予防・拡大防止の周知、保育所（園）・幼稚園の対応、社会的弱者への支援
		商 工 観 光 部 長	感染予防・拡大防止の周知、とちかち帯広空港での検疫体制
		農 政 部 長	感染予防・拡大防止の周知、簡易水道・農村下水道の確保
		都 市 建 設 部 長	感染予防・拡大防止の周知、搬送道路の確保（除雪）
		会 計 管 理 者	感染予防・拡大防止の周知
		上 下 水 道 部 長	感染予防・拡大防止の周知、上下水道の確保
		学 校 教 育 部 長	感染予防・拡大防止の周知、小中学校・南商の対応
		生 涯 学 習 部 長	感染予防・拡大防止の周知
		議 会 事 務 局 長	感染予防・拡大防止の周知
		消 防 長	感染予防・拡大防止の周知、救急患者の搬送体制確保
		監 査 委 員 事 務 局 長	感染予防・拡大防止の周知
		選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	感染予防・拡大防止の周知
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	感染予防・拡大防止の周知

咳エチケット

○咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。

○鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。

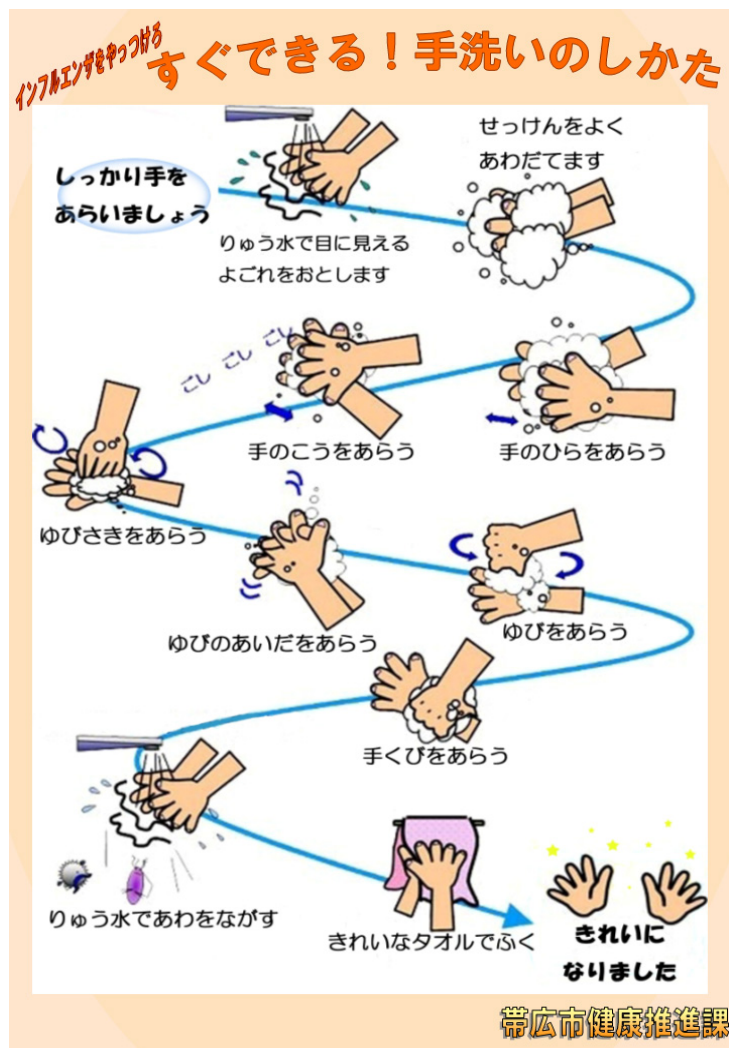
○咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布製マスクの使用が推奨されます。N95マスク等のより密閉性の高いマスクは適していません。

※一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。

※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

手洗いの方法



個人での備蓄物品の例

○備蓄食料品 * 農林水産省のパンフレット参照

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/gaido.pdf>

内 容		4人分の一例
米（もち・無菌包装米飯を含めても可）		10kg
小麦製品等	うどん・そば・パスタ・シリアル類等	400g入6袋
	中華麺・インスタント麺・パン等	16食
野菜類（玉ねぎ、じゃがいも、ごぼう、さつまいも等）		各1～2kg
豆類（あずき、大豆等）		適宜
卵		10個
缶詰（魚介類、肉類）		30缶
缶詰（野菜・きのこ類：コーン、トマト、たけのこ、マッシュルーム等）		20缶
レトルト食品（カレー、パスタソース、ハンバーグ等）		30食
冷凍食品（市販品の他、家庭で冷凍した魚介、肉、野菜、料理等を含む）		500g入10袋
乾燥食品（切干し大根、しいたけ、高野豆腐、ひじき、わかめ、こんぶ等）		各2袋
スープ類（みそ汁、わかめスープ、コーンポタージュ等）		12食
乳製品（チーズ、ヨーグルト、スキムミルク等）		各1～2箱
缶詰（果物類：もも、みかん、パイナップル、みつ豆等）		10缶
調味料	（砂糖・塩・みそ・しょうゆ・食用油）	1kg又は1L
	（酢・だしの素・コンソメ・バター等）	適宜
嗜好飲料（緑茶、コーヒー、紅茶、ココア等）		適宜
菓子類		適宜
その他（ふりかけ、のり佃煮、ジャム、マーガリン、はちみつ等）		適宜

○日用品・医療品の例

マスク（不織布製マスク）、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム：消毒効果がある）、消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬）、常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）、絆創膏、ガーゼ・コットン、解熱鎮痛剤（アセトアミノフェンなど）※薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があるため、購入時に医師・薬剤師に確認すること。

トイレットペーパー、ティッシュペーパー、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）、洗剤（衣類・食器等）・石鹼、シャンプー・リンス、紙おむつ、生理用品（女性用）、ごみ用ビニール袋、ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）、カセットコンロ、ボンベ、懐中電灯、乾電池

※咳エチケット及び個人での備蓄物品の例は国のガイドライン等による。（国において、この部分の追加・修正等があった場合は、帯広市においても直ちに修正等を行います。）